

29 消安第 6835 号
平成 30 年 3 月 27 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知いたしましたので、
御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願ひいたします。

(別添)

写

29消安第6835号
平成30年3月27日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局 動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生について

本日（3月27日）、韓国家畜衛生当局から、同国京畿道金浦市の養豚農場において口蹄疫（A型）の発生が確認された旨の連絡がありました。韓国における本病の発生は、昨年2月の発生以来、約1年ぶりとなります。

今回は、豚での発生であり、豚は牛に比較して多量のウイルスを排せつすることから、同国での口蹄疫ウイルスの濃厚汚染が危惧されます。

つきましては、「年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成29年12月13日付け29消安4738号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）に基づき、口蹄疫の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すよう改めてお願いします。

その際、特に、本情報をウェブサイトへの掲載、メーリングリストによる配信等により、家畜の所有者、関係機関、関係団体等に周知いただいた上で、強化通知の記の1に規定する飼養衛生管理の確認及び指導の徹底並びに記の4に規定する早期通報の再徹底をお願いします。

なお、今般の発生を受け、我が国への口蹄疫侵入防止のため、動物検疫所に対して、海外での家畜との接触歴等に関する口頭質問の実施、靴底消毒の実施状況の点検、C I Q関係官署及び空港・港湾関係者への情報提供等による水際検疫のより一層の徹底を指示していることを申し添えます。